

期日：令和4年5月6日

時間：午後6時30分～

場所：美篤公民館第1、第2会議室

美篤公民館運営審議会

1 開 会

- ・ 公民館長あいさつ
- ・ 委嘱書交付
- ・ 自己紹介

2 協議事項

(1) 正副会長の選出について

会 長 竹澤 智（上原区長）

副会長 遠山 豊（育成会長）

監 事 公民館主事

◇全委員の推薦により決定する。

(2) 令和4年度美篤公民館事業計画及び予算について

資料に基づき、事務局から説明。

(3) 新イベント「防災スポーツフェスタ」について

資料に基づき、事務局から説明。

3 その他

- ・ 各種書類の提出について

美篤公民館運営審議会 会則

(名称)

第1条 この会は美篤公民館運営審議会と称する。

(組織)

第2条 この会は社会教育法第30条及び伊那市公民館条例第4条2項に則り伊那市教育委員会から委嘱された者により構成される。

(事務所)

第3条 この会の事務局は伊那市美篤公民館内に置く。

(目的)

第4条 社会教育法第29条2項に則り館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。

(委員の定数及び任期)

第5条 委員の定数は市条例により15名以内とし、任期は1年とする。但し、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第6条 この会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 1名

監事 1名 美篤公民館主事とする。

(役員を選任)

第7条 役員を選任は委員の互選とする。

(役員職務)

第8条 会長は会務を総理し、会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第9条 定例の会議は年度初めと年度末に行い、必要に応じ会長が招集するものとする。

(会則の改正)

第10条 会則の改正は委員出席者の過半数の賛成を得て行うものとする。

附則

この会則は平成 26 年 2 月 3 日から施行する。

○伊那市公民館条例

平成 18 年 3 月 31 日

条例第 178 号

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。)第 21 条及び地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条第 1 項の規定により、公民館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 公民館の名称及び位置は、[別表第 1](#)のとおりとする。

2 [前項](#)に定めるもののほか、各公民館に分館を設置することができる。

(職員)

第 3 条 公民館に館長及び主事を置き、その他必要な職員を置くことができる。

2 館長の任期は、2 年とする。ただし、再任されることができる。

(公民館運営審議会)

第 4 条 法第 29 条の規定により、各公民館に、公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から伊那市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が委嘱する。

3 委員の定数は、15 人以内とする。

4 委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

公民館運営審議会の仕組みと動き

社会教育法より抜粋

第 28 条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により当該市町村の教育委員会が任命する。

第 29 条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第 30 条 市町村の設置する公民館にあっては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験者のあるものの中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は市町村の条例で定める。

伊那市公民館条例より抜粋

第 4 条 法第 29 条の規定により、各公民館に運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行うもの並びに学識経験者のあるものの中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の定数は、15 人以内とする。

4 委員の任期は 1 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

令和 4 年度美篤公民館事業計画

1. 基本方針

美篤公民館は愛称“美篤きらめき館”として開館して今年で 15 年目を迎えます。

時代とともに変わる人々の意識や複雑な社会環境の中で私たちは世の中の変容に即応した知識や技術を習得することに迫られています。そこで美篤区民が暮らしに関わる共通の問題（生活課題）、地域全体で考えていかななくてはならない問題（地域課題）、区民が持っている自己実現に向けての学習要求（要求課題）を的確に把握することが必要であります。

これらの課題を具体的にとらえるには公民館利用者の声、学級・講座の参加者や学習活動を実践している住民の声を聞いて共に考え、共に企画し、実践していくことが大切なことと考えられます。

このことを踏まえ、美篤公民館は、地域に密着した生涯学習の場として、諸団体や関係機関と連携を取りながら区民との協働をおこない、教養・文化の向上、スポーツ振興、健康増進などの公民館事業をとおして、暮らしの質を高め安心して暮らせる中で、心豊かな人間性のある地域づくりの拠点を目指します。

一方でここ数年、世界的に流行した新型コロナは、地域の社会教育活動に大きな影響をもたらしています。公民館の活用・充実が図られるように、感染症対策を十分に講じながら“アフターコロナ”や“ウィズコロナ”を見据えた取り組みを美篤公民館から実践していきます。

2. 諸会議

- (1) 公民館運営審議会(年2回予定) 第1回目 5/6、第2回目 1/27
- (2) 分館長会(年7回)
- (3) 分館長・主事会議(年1～2回)
- (4) クラブ代表者会(年1回)
- (5) スポーツ相談員会(年5回)

3. 学級及び講座

- (1) 女性教室 (健康、家庭、人権などの社会問題について)
- (2) 家庭教育学級 (子育て広場や乳幼児とその親対象にするネットワークづくり、読み聞かせ等)
- (3) 成人講座 (健康、生きがい、歴史、趣味などを生かした学習)
- (4) 高齢者学級 (高齢者の社会参画、童謡唱歌、教室等)
- (4) 青少年学習 (青少年の地域学習・親子青空教室・おいで塾等)
- (5) ふれあいスポーツ教室 (スポーツ推進委員会、スポーツ相談員会との共催事業)

4. 体育文化事業

- (1) 場広山ハイキング 5月 29日 (日)
- (2) 美篤地区成人式 8月 15日 (月)
- (3) 美篤地区親睦ゴルフ大会 8月 20日 (土)
- (4) 防災スポーツフェスタ 9月 4日 (日)
- (5) 市民駅伝参加 10月 10日 (月)
- (6) 地区文化祭 11月 5日 (土)～6日 (日)

5. 分館活動

分館活動は活力ある地域づくりを推進するための基本であり、自主的な文化・体育活動を推進するために、密接な連携を保ちながらこれを支援していきます。

6. その他

- (1) 公民館だよりの発行。
- (2) 各種グループ・サークルの育成・再編と住民要望にそった学習団体の組織化。
- (3) 社会教育団体、地域事業所等と積極的に交流し、各種事業の交流を図ります。